

# 第2次 秋田市都市農村交流マスタープラン（原案）（概要版）

## 第1章 策定にあたって

本編 P1~P6

### ■ 1 策定の目的・趣旨

近年、地方回帰意識が高まる一方、農業者の高齢化や担い手不足など、農村地域は厳しい状況にあります。こうした中、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化により、農村地域の価値が改めて見直され、今後、首都圏等からの人の流れが増加することが予想されます。このような状況を踏まえ、本市の多様な地域資源を活用し、都市農村交流を一層推進することで、都市住民の農業・農村に対する理解と関心を深めるとともに、関係人口の創出と農村地域の活性化を目指すための指針として本プランを策定するものです。

### ■ 3 前プランの検証

～ 検証結果をもとに、第3章基本計画で定める具体的な施策に反映させます～

前プランの基本目標1 人的交流の拡大による農村の活性化				前プランの基本目標2 地域資源を活用した農業ビジネスの展開				前プランの基本目標3 多様な主体の参画による元気なむらづくりの推進				前プランの基本目標4 他分野との連携による取組の推進			
農家民泊 受入農家数	平成28年 度実績	令和2年 度実績	令和3年 度目標	6次産業化 に取り組む 事業体数	平成28年 度実績	令和2年 度実績	令和3年 度目標	援農ボラン ティアの 登録者数	平成28年 度実績	令和2年 度実績	令和3年 度目標	他分野との 連携事業数	平成28年 度実績	令和2年 度実績	令和3年 度目標
	3農家	0農家	18農家		111事業体	134事業体	130事業体		33名	47名	72名		3事業	29事業	13事業

- 首都圏を含む秋田市以外の都市住民が参加できる農業体験ツアーを開催しています。
- 農家民泊は、関連法の改正や新型コロナウイルス感染症によるインバウンド急減等を背景に、受入農家がない状況です。
- 本市の農業ブランド確立事業と連動した首都圏プロモーションやSNSを活用した農村地域の魅力発信に取り組んでいます。
- 観光・コンベンション情報等と連携した情報発信の一元化は実現しておらず、課題が残ります。

- 6次産業化の促進は、加工食品の開発・製造に取り組む農業者への支援を中心として、事業体数が増えています。
- 農家民宿や農家レストラン、直売所等の誘客施設の事業体数は減少傾向となっています。
- 廃校舎を活用して秋田市農山村地域活性化センター「さとひあ」を整備するなど、地域資源を有効活用しています。
- 本市の特産品であるえだまめを通年で全国にPRするため、冷凍えだまめを開発し、令和2年度に商品化を実現しました。

### ■ 2 本プランの位置付け

～ 本市が策定している他の計画等との関連性を定義づけます～

- 第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」および「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」における部門別計画
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容を捉えて令和3年8月に策定した「秋田市農山村資源活用基本構想」を統合

## ■ 4 本プランの構成

～ 基本理念を具体的な施策に落とし込んでいます～

基本理念を定め、その実現に向けて4つの基本目標を立てた上で、施策を示すとともに、施策の実施にあたって意識すべき視点をまとめています。



## 第2章 基本方針

本編 P7~P11

### ■ 1 基本理念

～ 都市農村交流において本市が目指す姿を定めます～

- 本市は、県都として秋田県の経済や産業、文化の中心的な役割を担う人口約30万人を擁する中核市であり、駅、港、空港を有し、交通の利便性が高いことから人的、物的交流において高い優位性を持っています。
- 郊外には田園風景が広がる豊かな自然に囲まれた農村地域が存在し、そこには四季折々の自然や豊富な農産物、歴史ある伝統文化など、数多くの地域資源に恵まれています。
- この恵まれた環境において、都市と農村地域の距離が近い本市の特徴をいかして、市民や首都圏を中心とした都市住民も取り込み、関係人口を創出するとともに、農業・農村への理解と関心を深め、本市、関係団体、農村地域、民間事業者等の多様な主体が協働して、豊かな農村地域を形成することを目指し、基本理念を次のように定めます。

出会い つながり ともに育む豊かな里

## ■ 5 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

### ■ 2 基本目標

～ 基本理念の実現に向けて4つの基本目標を設定します～

#### 基本目標1

#### 人的交流の拡大による関係人口の創出

本市ならではの魅力的な交流メニューの提供に加え、効果的なプロモーションと交通手段の充実・支援を進めることで、地域を継続して訪問する人を増加させ、地域との関わりの深化を促進します。

#### 【施策】

- 1 魅力的な体験・滞在プログラムの提供
- 2 効果的な情報発信
- 3 交通手段の充実・支援

#### 基本目標2

#### 地域資源や自然環境を活用した新たなビジネスの創出

本市の豊かな自然や地域資源を有効活用し、民間活力をいかしながら、新たなビジネスを創出するとともに、歩道道等の周辺環境整備を進めることで、農村地域の魅力向上を図り、関係人口を創出します。

#### 【施策】

- 1 地域資源や自然環境を活用した民間事業の支援
- 2 農山村景観の保全と活用
- 3 リモートワークに対応可能なオンライン環境等の整備

#### 基本目標3

#### 多様な主体の参画による元気なむらづくりの推進

市民参画型体験事業のさらなる利用拡大や、民間事業者や大学等の団体が参画する新たなプログラムの開発などにより、様々な交流形態を作ることで、元気なむらづくりを推進します。

#### 【施策】

- 1 市民参画型プログラムの利用促進
- 2 民間事業者・団体参画型プログラムの開発
- 3 都市と農村をつなぐコーディネーターの形成

#### 基本目標4

#### 他分野との連携による誘客の促進

他分野との連携を強化し、相互の相乗効果を促すことで、農村地域への誘客を促進します。

#### 【施策】

- 1 観光分野との連携
- 2 スポーツ分野との連携
- 3 教育分野や福祉分野との連携
- 4 文化分野や芸術分野との連携

# 第2次 秋田市都市農村交流マスタープラン（原案）（概要版）

## ■ 3 成果指標 ~ 基本目標を実現するために具体的な数値指標を設定して毎年度の進捗を管理します ~

成果指標は、上位計画である第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」推進計画で定めている関連指標を改めて整理した上で、本プラン独自の指標も設定します。

### (1) 第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」推進計画で定めている関連指標

成果指標	現況 (令和元年度)	令和7年度目標	(参考)※1 令和8年度目安
都市農村交流人口 ※2	2,389人	3,000人	3,112人
6次産業化に取り組む事業体数	135事業体	142事業体	143事業体
6次産業化事業体販売額	983百万円	1,100百万円	1,120百万円
多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動取組面積	5,280ha	5,420ha	5,443ha
本市への移住者数	274人	400人	421人
(参考)観光客入込数	7,456,537人	7,456,537人	7,456,537人

### (2) 本プランで独自に設定する指標

成果指標	現況 (令和2年度)	令和8年度目標
農泊施設数 ※3	1施設	7施設
援農ボランティアの登録者数	47人	71人
他分野との連携事業数	29事業	41事業

(※1) 本プランの計画期間に合わせ、現況から令和7年度目標までの年平均増加数を令和7年度目標に加えた参考値

(※2) 援農ボランティアや農村体験ツアー等の農村体験等都市農村交流イベントへの参加者数

(※3) 農村地域に滞在し、施設自体や周辺地域において、豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむことができる、農家民宿や農家民泊等の宿泊施設

## 第3章 基本計画

### 本編 P12~P28

第2章で定めた基本目標に基づき、さらに具体的な施策の内容を定めるとともに、関連する主な事業をまとめています。

#### 基本目標1 人的交流の拡大による関係人口の創出

1 魅力的な体験・滞在プログラムの提供	(1) 本市の農村地域が持つ魅力の活用	関連する主な事業
	(2) 利用者の多様なニーズの把握	➢ 農村の魅力体験ツアー事業 ➢ 農山村地域活性化センター運営事業
	(3) ニーズに沿った魅力的なメニューの開発	➢ 首都圏等県外への事業PR ➢ 農業ブランド確立事業など
2 効果的な情報発信	(1) ターゲットを意識したプロモーション	➢ 農業体験・自然体験・地域文化体験等参加者への交通費補助金など
	(2) 本市の農業ブランド戦略との連動	
3 交通手段の充実・支援	(1) 首都圏等から本市までの交通費等の支援拡充	
	(2) 農村地域で観光・交流する際の交通手段の確保	

#### 基本目標2 地域資源や自然環境を活用した新たなビジネスの創出

1 地域資源や自然環境を活用した民間事業の支援	(1) 都市農村交流に活用できる地域資源	関連する主な事業
	(2) 農業者による6次産業化等の支援	➢ アグリビジネス普及・啓発事業 ➢ 【新規】農泊推進事業など
	(3) 地域資源を活用した民間事業者の事業支援	➢ 森林環境保全整備事業 ➢ 【新規】都市農村交流エリア別整備事業など
2 農山村景観の保全と活用	(1) 農村地域が持つ多面的機能の保全	➢ 6次産業化起業・事業拡大支援事業
	(2) 空き家や廃校舎の活用	
3 リモートワークに対応可能なオンライン環境等の整備	(1) 農村地域での執務環境整備	
	(2) オンライン環境の確保	

## 第4章 計画推進にあたっての視点

### 本編 P29~P32

第3章で定めた基本計画に掲げる各施策を進めるにあたって、意識すべき視点を3つまとめています。

#### 1 都市計画制度等への対応

- 都市計画法における市街化調整区域や農業振興地域に関する法律における農用地区域などにおいては、法令等により施設の整備等が厳しく制限されています。
- 本プランの計画内容に合致し、都市農村交流に資すると考えられる施設は、必要な範囲に限り、整備を促進します。

#### 2 施策の連携による相乗効果の発揮

- 都市農村交流を促進する各施策は、それぞれが単体で実施されるよりも、地域ごとの特色を踏まえて一連的に実施することで、より高い効果を発揮します。
- 着実に取組を推進するため、本プランに基づく年度別の推進計画を作成するとともに、多くの事業が見込まれる地域については、地域別に整備計画を作成します。

#### 3 関係人口の創出から移住・定住へつながる地域との関係の深化

- 本市では平成15年以降、人口減少が進んでおり、特に農村地域においては、地域コミュニティの維持・発展のために移住・定住の促進が大きな課題となっています。
- 都市農村交流の参加者と農村地域との関係を深化させることを意識した施策を実施することで、関係人口を創出し、将来的な移住・定住を促進します。